



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 201 保安林の指定 (森林整備課)
- 202 " (")
- 203 保安林の指定解除予定の通知 (")
- 204 保安林の指定予定の通知 (")
- 205 保安林の指定の解除予定 (")
- 206 保安林予定森林 (")
- 207 遊漁規則の変更 (資源管理課)
- 208 道路の区域変更 (道路保全課)
- 209 " (")
- 210 新道路の供用開始等 (")
- 211 道路の区域変更 (")
- 212 新道路の供用廃止 (")
- 213 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 214 平成19年和歌山県告示第184号(平成19年度和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行業務委託又は児童生徒送迎業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)の一部改正 (教育委員会)

○ 選挙管理委員会告示

- 18 平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第7号(公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の一部訂正
- 19 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨
- 20 "

○ 監査公表

監査公表第12号

告 示

和歌山県告示第201号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園新子字フイテ谷262の4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第202号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園中南字井デノ谷347の1、365の2、366の4、369の2、370の18、370の20
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井デノ谷370の18、370の20

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第203号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字熊野

川字中垣内前761の1(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第204号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町釜滝字八十字535・537・542・545・546(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八十字537・542(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第205号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字瓜谷関81・字大久保45(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

る。)

和歌山県告示第206号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中用川1780の24
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第207号

七川漁業協同組合の第5種共同漁業権遊漁規則の変更については、漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
 - (1) 漁業権者の名称及び住所
七川漁業協同組合
和歌山県東牟婁郡古座川町下露365
 - (2) 漁業権の免許番号
和内共第29号
- 2 遊漁規則の変更内容
別添のとおり
「別添」は省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、平成19年4月27日まで縦覧に供する。
- 3 変更後の遊漁規則の施行の日
平成19年2月9日

和歌山県告示第208号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字明王寺字明王寺原342番6地先から同町大字下津野字西芝864番1地先まで	旧	5.10 } 10.78	1,878.00	
同上	新	5.10 } 10.78	1,878.00	
有田郡有田川町大字水尻字谷前6番地先から同町大字植野字北内田30番1地先まで	新	8.75 } 19.90	1,841.30	

和歌山県告示第209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町大字下佐々字上庄原1049番地先から同町大字下佐々字軽戸瀬961番地先まで	旧	10.75 } 31.60	500.00	
同上	新	10.75 } 31.60	500.00	

和歌山県告示第210号

平成19年和歌山県告示第209号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年2月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市紀三井寺字鷹場新田735番1地先から同市三葛字塩畑106番2地先まで	旧	3.00 } 83.00	196.00	

和歌山県告示第212号

平成19年和歌山県告示第211号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成19年4月1日から供用を廃止する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第213号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2913	岩出市西国分字中垣内383-1の一部	和歌山市太田479番地3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成19.2.14	6.00	42.42
				6.00	42.00

和歌山県告示第214号

平成19年和歌山県告示第184号(平成19年度和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行業務委託又は児童生徒送迎業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)の一部を次のように改正し、平成19年2月20日から適用する。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第5項に次のただし書を加える。

ただし、(6)の要件を満たしている者については、(4)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による平成18年12月17日執行の和歌山県知事選挙における選挙運動費用収支報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第7号(公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正し、公表する。

平成19年2月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の表候補者氏名仁坂吉伸の収入欄中「5,971,800円」を「5,871,800円」に、「和歌山県ビルメンテナンス政治連盟 政治団体

50,000円」を「和歌山県ビルメンテナンス 日本商工連盟

政治連盟 政治団体 50,000円
政治団体 政治団体 100,000円」に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

平成18年12月17日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年2月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成18年12月17日執行和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 30,244,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	仁坂吉伸	所属党派	無所属	期間 1月11日から 1月18日まで 第2回分
出納責任者氏名	月山和男			

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 円
	家屋費 136,300円
	選挙事務所費 136,300円
	集会会場費 円
	通信費 367,981円
	交通費 円
	印刷費 2,530,500円
	広告費 円
	文具費 円
	食糧費 円
その他の寄附 件 円	宿泊費 円
その他の収入 円	雑費 円
今回計 円	今回計 3,034,781円
前回計 10,291,800円	前回計 6,943,612円
総計 10,291,800円	総計 9,978,393円

報告書受理年月日	平成19年1月18日	第2回報告分
----------	------------	--------

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

平成18年12月17日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1

項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年2月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成18年12月17日執行和歌山県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 30,244,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	泉敏孝	所属党派	無所属	期間 12月26日から 1月31日まで	第2回分
出納責任者氏名	平井章夫				
収入				支出	
主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	円
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会		政治団体	150,000 円	家屋費	29,400 円
				選挙事務所費	29,400 円
				集会会場費	円
				通信費	133,113 円
				交通費	円
				印刷費	円
				広告費	円
				文具費	円
				食糧費	円
その他の寄附	件		円	休泊費	円
その他の収入			円	雑費	37,721 円
今回計			150,000 円	今回計	200,234 円
前回計			2,300,000 円	前回計	3,166,586 円
総計			2,450,000 円	総計	3,366,820 円

報告書受理年月日	平成19年2月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

監 査 公 表

和歌山県監査公表第12号

平成19年1月4日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月27日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 門 三佐博
和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 監査対象機関名 西牟婁振興局
- 2 監査実施年月日 平成18年11月30日
- 3 監査の結果

健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の平成17年度末における未償還金は、約709万7,000円で、平成16年度末と比べ約44万8,000円の増加となっている。

今後も、未償還金の債権管理に努められるとともに、貸付時などにおける償還指導には引き続き適切に対応し、新規未償還金の発生防止に努められたい。

建設部

平成18年5月末現在の公営住宅使用料(公営住宅・駐車場)収入未済額は、約3,177万円(公営住宅3,004万円、駐車場173万円)となっており、前年度に比べ

約256万円の増加となっている。

今後も、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、厳正な法的措置の適用を図るなど、債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

新規未償還金の発生の防止について、貸付申請時の資金の目的や義務を連帯借主及び連帯保証人に連帯責務の意識付けをし、申請内容の調査、償還義務の周知徹底を図り、貸付後も母子相談を通じて適切な助言を行い、新規滞納の防止に努めてまいります。また、未納者については、重点的に文書、電話、訪問指導等を行い、各関係機関の協力を得て情報収集し現状を把握しながら償還指導に努めてまいります。

建設部

滞納者に対しては、徴収委託管理人と連携をとりながら電話催告、臨戸訪問等により納付指導を行っているところです。今後さらに文書督促及び夜間徴収等により納付指導を強化し、納付誓約を得たものについてはその履行を遵守させ、未収金の増加を防ぐよう努めます。

また、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、個別の実情を把握した上で、連帯保証人への督促、さらには住宅の明け渡し及び滞納家賃の請求訴訟手続き等法的措置の強化を図ってまいります。

- 1 監査対象機関名 紀南県税事務所
- 2 監査実施年月日 平成18年11月30日
- 3 監査の結果

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成17年度末の収入未済額（個人県民税を除く。）は約2億3,741万円（前年度末に比べ約2,190万円の減少）と、3年続けて減少している。

個人県民税を加えると、約5億9,831万円（対前年度末約5,200万円の減少）となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町から徴収の引継ぎを行うなど、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

- (1) 地域県税徴収対策本部の設置

平成18年度においても県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標で税収確保、滞納額の縮減に取り組んでいるところでございますが、今後も一層の滞納整理の強化に努めてまいります。

- (2) 夜間納税窓口の開設

納税者の利便性の向上を図るため原則として毎月第4木曜日に夜間納税窓口を開設しておりますが、今後も積極的な広報活動に努め、窓口利用の促進を図ってまいります。

- (3) 個人県民税徴収対策

市町村との共同催告、共同徴収に加えて、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条に基づく直接徴収に取り組んでおりますが、今後も各市町村とより一層の協力体制の強化を図り、市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めてまいります。

- 1 監査対象機関名 和歌山県紀南児童相談所
- 2 監査実施年月日 平成18年11月30日
- 3 監査の結果

平成17年度末における児童福祉施設負担金の未収金は12件で約568万円となり、前年度と比べ件数で3件、金額で約95万円の増加となっている。

担当者は、よく戸別訪問をするなど努力の跡がうかがわれるが、未収金は依然として増加傾向にある。今後とも障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、納付指導の徹底に努められたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

未収金については、当所の重点課題として児童処遇職員

の同行などにより所全体でその納入督促に努めております。また、新規未収金の発生防止のため定期的に連絡・訪問を実施するとともに、債権管理の方策等について障害福祉課と引き続き協議・検討を重ね納入促進に努力してまいります。